

尼崎市公共調達基本条例の逐条解説

平成30年4月

第 1 章 総則

(この条例の目的)

第 1 条 この条例は、公共調達に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定め、市長等及び受注者等の責務を明らかにするとともに、公共調達に関する基本的な事項を定めることにより、これらに基づく公共調達に関する取組を推進し、もって地域経済の持続的な発展及び市民福祉の増進に寄与することを目的とする。

【趣旨】

この条例を制定する目的と、その達成手段を定めるもの

【解説】

- 1 この条例は、公共調達に関する基本方針、市長等・受注者等の責務などの公共調達に関する基本的事項を定め、これらに基づく公共調達に係る取組を推進し、もって地域経済の持続的な発展及び市民福祉の向上に寄与することを目的としています。
- 2 条例制定の背景
 - (1) 公共サービス基本法の制定（平成 21 年）により、公共サービスに従事する者の労働環境の整備に関して国や地方公共団体が必要な施策を講じることが、発注者の努力義務として規定された。
 - (2) いわゆる担い手 3 法（公共工事の品質確保の促進に関する法律・公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律・建設業法）の改正（平成 26 年）により、発注者が取り組むべき事項が追加された。
 - (3) 尼崎市産業振興基本条例の制定（平成 26 年）により、市内事業者が受注機会の増大を図れるような環境の整備を市の責務として規定したことから、市内事業者優先などの取組を安定的に進めることができる枠組みの整備が必要となった。
 - (4) 事務事業のアウトソーシングを今後も推進していくに当たり、公共調達に係る業務の適正な履行及びその質の確保を図るため、公共調達に係る業務に従事する労働者が労働関係法令の遵守された環境で働けるよう発注者として努める責務がある。

これらの法律改正等を踏まえ、契約の原則に沿って、適切に入札・契約等を進めるため、公共調達に係る基本的な考え方を示すこととしました。

また、指定管理制度に基づく指定管理は契約ではなく行政処分ですが、民間事業者が公の施設の管理を行わせ公共サービスを調達するという意味で、「公共調達」の対象に含めています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 公共調達 次に掲げる行為をいう。

ア 市が締結する契約で工事若しくは製造の請負、業務の委託又は物品の購入に係るもの(以下「請負等契約」という。)により、完成した物件の引渡し、役務の提供、物品の納品等を受けること。

イ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に市が設置する公の施設(以下「公の施設」という。)の管理の業務(以下「指定管理業務」という。)を行わせること。

(2) 市長等 市長(尼崎市教育委員会が、その管理する公の施設についてその指定管理者の指定(地方自治法第244条の2第3項の規定による公の施設に係る指定管理者の指定をいう。以下「指定処分」という。)を受けるべき者を選定し、及び指定処分を行う場合にあっては、尼崎市教育委員会を含む。)及び尼崎市公営企業管理者をいう。

(3) 受注者等 受注者(請負等契約を締結した事業者及び指定管理業務を行う指定管理者をいう。以下同じ。)及び下請負者等をいう。

(4) 下請負者等 第6号アに掲げる契約により同号アに規定する公共調達に係る業務の一部を請け負い、又は受託する事業者及び同号イに掲げる契約により労働者派遣(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。)第2条第1号に規定する労働者派遣をいう。)の役務の提供を行う事業者をいう。

(5) 市内事業者 本市の区域内に主たる事務所を有する事業者をいう。

(6) 下請等契約 次に掲げる契約をいう。

ア 下請の契約、再委託の契約その他これらに準ずる契約により、受注者その他市以外の事業者が第三者である事業者に対して公共調達に係る業務(請負等契約により当該受注者が履行すべき業務(以下「請負等業務」という。)又は指定管理業務をいう。以下同じ。)の一部を請け負わせ、又は委託することを内容とする契約

イ 労働者派遣法の規定により、自己の雇用する労働者を受注者その他市以外の事業者のために公共調達に係る業務に従事させることを内容とする契約

(7) 社会的課題の解決に資する取組 災害発生時における協力に関する協定の締結、環境保全のための活動、障害者の雇用その他の社会における各般の課題の解決に資する取組をいう。

【趣旨】

この条例を解釈するうえで必要な用語の意義を定めるもの

【解説】

1 この条例で、公共調達とは、請負等契約による物件の引渡等と 指定管理者に指定管理業務を行わせることの2つを指します。

(1) 請負等契約⁽¹⁾により完成した物件の引渡し、役務の提供、物品の納品等を受けること。

(¹)請負等契約⇨市が締結する契約で工事若しくは製造の請負、業務の委託又は物品の購入に係るもの(工事請負契約、業務委託契約、物品購入契約などを含みます。)

(2) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に市が設置する公の施設(以下「公の施設」という。)の管理の業務(以下「指定管理業務」という。)を行わせること。

2 市長等とは、契約を締結する財務権限を有する執行機関である市長及び公営企業管理者をいいます。ただし、教育委員会は、本市では財務権限を有しませんが、指定管理者に対する指定の権限を有することから、カッコ書きの記載をしています。

3 受注者等とは、受注者⁽²⁾及び下請負者等をいいます。

(²)受注者⇨ 請負等契約を締結した事業者及び 指定管理業務を行う指定管理者

4 下請負者等とは、下請等契約により、受注者その他本市以外の者から公共調達に係る業務の一部を請け負ったり、受託する事業者や 受注者その他本市以外の者のために労働者派遣の役務の提供を行う事業者をいいます。

5 市内事業者 本市の区域内に主たる事務所を有する事業者をいいます。

6 下請等契約 次に掲げる契約をいいます。

(1) 下請の契約、再委託の契約その他これらに準ずる契約により、受注者その他市以外の事業者(下請業者等)が第三者である事業者に対して公共調達に係る業務⁽³⁾の一部を請け負わせ、又は委託することを内容とする契約(下請契約・再委託契約)

(³)公共調達に係る業務⇨請負等業務⁽⁴⁾又は指定管理業務(1(1)・(2)参照)

(⁴)請負等業務⇨請負等契約により当該受注者が履行すべき業務

(2) 労働者派遣法の規定により、自己の雇用する労働者を受注者その他本市以外の事業者のために公共調達に係る業務に従事させることを内容とする契約(労働者派遣契約)

7 社会的課題の解決に資する取組 災害協定の締結、環境保全、障害者雇用その他の社会における様々な課題の解決に向けた取組をいいます。

社会的課題の解決に資する取組をしている事業者を優遇する手法としては、建設工事に係る主観数値の制度⁽⁵⁾や 総合評価落札方式⁽⁶⁾があります。

(⁵)主観数値の制度⇨建設工事の入札の参加に必要な資格を定める場合において、建設業の経営に関する客観的事項で国や都道府県が定める数値(客観数値)に、災害発生時における協力に関する協定の締結などの取組を行っているなどの事業者の主観的事項で本市が定める数値(主観数値)を加減点をする制度[詳細については第9条の解説参照。]

(⁶)総合評価落札方式⇨価格と価格以外の要素を総合的に考慮して落札者を決定する入札方式。なお、価格以外の要素の一つとして、地域貢献の度合い(災害発生時の協定締結、災害活動等への取組や障害者の雇用状況など)による加点項目を設けていることがあります。

【地方自治法】

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第 2 4 4 条の 2

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの (以下本条及び第 2 4 4 条の 4 において「指定管理者」という。) に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

【労働者派遣法】

(用語の意義)

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 労働者派遣 自己の雇用する労働者を、当該雇用関係の下に、かつ、他人の指揮命令を受けて、当該他人のために労働に従事させることをいい、当該他人に対し当該労働者を当該他人に雇用させることを約してするものを含まないものとする。

(基本方針)

第 3 条 基本方針は、次のとおりとする。

- (1) 市内事業者が請負等業務及び下請等契約に係る業務(これらの業務に付随する業務を含む。)を受注する機会並びに市内事業者が指定処分を受けるべき者として選定される機会を増大させること。
- (2) 公共調達を通じた社会的課題の解決に資する取組を推進すること。
- (3) 公共調達に係る業務に従事する労働者の適正な労働環境を確保すること。
- (4) 公共調達に係る業務の適正な履行及びその質を確保すること。

【趣旨】

この条例の目的を達成するに当たっての基本的な考え方と目指すべき方向性を定めるもの

【解説】

1 「市内事業者が請負等業務及び下請等契約に係る業務(これらの業務に付随する業務を含む。)を受注する機会並びに市内事業者が指定管理者として選定される機会を増大させること。」

⇒ 地域経済の持続的な発展に寄与するものとして、市内事業者に対する優先的な発注や市内事業者の受注機会等の増大を図ることを基本方針として規定しています。

2 「公共調達を通じた社会的課題の解決に資する取組を推進すること。」

⇒ 障害者雇用、環境保全、災害協定の締結など社会的課題の解決に役立つ取組を行っている者を優遇することにより、公共調達を通じた社会的課題の解決に資する取組を推進していくことを基本方針として規定しています。

3 「公共調達に係る業務に従事する労働者の適正な労働環境を確保すること。」

⇒ 公共調達に係る業務に従事する労働者のより適正な労働環境の確保を図ることが公共調達に係る業務の適正な履行及びその質の確保につながるため、基本方針として規定しています。

4 「公共調達に係る業務の適正な履行及びその質を確保すること。」

⇒ 公共調達の原資は税などであることから、最小の経費で最大の効果を挙げることはもとより、業務の適正な履行及びその質の確保は、公共調達の目的を達成するための基本的かつ重要な要素であることから、基本方針として規定しています。

(市長等の責務)

第4条 市長等は、公共調達に係る契約及び選定（指定処分を受けるべき者の選定をいう。）の公正性、競争性及び透明性の確保を図りつつ、基本方針に基づく公共調達に関する取組を総合的に推進しなければならない。

【趣旨】

条例に基づく取組を進めるに当たっての市長等の責務を定めるもの

【解説】

公共調達に係る契約等の公正性、競争性及び透明性の確保を図ることを踏まえ、第3条に定める4つの基本方針に基づく取組を総合的に推進しなければならないことを市長等の責務として規定しています。

(受注者等の責務)

第5条 受注者等は、公共調達に関係する法令等（市の条例、規則その他の規程を含む。）を遵守するとともに、基本方針に基づく公共調達に関する取組に協力しなければならない。

【趣旨】

条例に基づく取組を進めるに当たっての受注者等の責務を定めるもの

【解説】

公共調達に関係する法令等（市の条例、規則その他の規程を含む。）を遵守するとともに基本方針に基づく公共調達に関する取組に協力することを受注者等（受注者及び下請負者等）の責務として定めるものです。

第2章 市内事業者の受注機会等の増大

第6条 市長等は、請負等業務の適正な履行に必要な専門的な知識又は技術を有する市内事業者が存しない場合その他特別の事情がある場合を除き、市内事業者に対し請負等業務を優先的に発注するよう努めるものとする。

【趣旨】

第3条第1号に定める「市内事業者の受注機会等の増大」という基本方針を受け、公共調達における市内事業者への優先的な発注に努めるよう、市長等の努力義務を定めるもの

【解説】

市長等が市内事業者（第2条第5号）に対して請負等業務を優先的に発注することを努力義務として定めています。市内事業者に対する優先的発注については、今後は、条例を根拠として安定的に実施していきます。

なお、公正取引委員会は、談合を誘発・助長するおそれがあることから、地域要件の設定（入札参加資格を市内事業者などに限定すること。）について、行き過ぎたものとならないよう求めていることを踏まえ、努力義務として定めています。

第7条 前条に規定するもののほか、市長等は、経済的合理性に配慮しつつ、市内事業者が請負等業務を受注する機会及び市内事業者が指定処分を受けるべき者として選定される機会を増大させるよう努めるものとする。

【趣旨】

第3条第1号に定める「市内事業者の受注機会等の増大」の基本方針を受け、第6条に定める市内事業者への優先的発注をはじめとする、市内事業者に対する受注機会等の増大に努めるよう、市長等に対する努力義務を定めるもの

【解説】

- 1 市内事業者の請負等業務における受注機会の増大（分離・分割発注、プロポーザル方式における市内事業者への加点など）や
 - 2 市内事業者が指定管理者として選定される機会の増大（公募選定における市内事業者への加点など）
- について市長等の努力義務を定めています。

第8条 受注者等は、下請等契約及び公共調達に係る業務の履行のために要する原材料の購入等の契約を市内事業者との間で締結するよう努めなければならない。

【趣旨】

下請負人の選定や資材調達の際には、市内事業者の活用に努めるよう、受注者等に対する努力義務を定めるもの

【解説】

- 1 公共調達に係る業務について下請等契約を締結したり、
- 2 その業務を履行するために必要な原材料等の購入契約を締結するに当たっては、これらの契約を市内事業者と締結するよう努めなければならないとする、受注者及び下請負者等の努力義務を定めています。

第3章 社会的課題の解決に資する取組の推進

第9条 市長等は、請負等契約の性質又は目的に応じて入札の参加に必要な資格を定める場合において社会的課題の解決に資する取組を行っている事業者を優遇するなど、公共調達を通じた社会的課題の解決に資する取組（市長が別に定めるものに限る。）を推進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

【趣旨】

第3条第2号に定める「公共調達を通じた社会的課題の解決に資する取組」を推進するために必要な措置を講ずることに努めるよう、市長等に対する努力義務を定めるもの

【解説】

市長等は、契約の性質又は目的に応じ、入札の参加に必要な資格を定める場合において、社会的課題の解決に資する取組を行っている者を加点するなどの優遇を行う制度⁽⁷⁾を推進するなど、公共調達を通じた社会的課題の解決に資する取組を推進するために必要な措置を講ずるよう努めるとする努力義務を定めています。

(7)建設工事に係る主観数値の制度⇨建設工事の入札に参加に必要な資格を定める場合において、建設業の経営に関する客観的事項で国や都道府県が定める数値（客観数値）に、災害発生時における協力に関する協定の締結などの取組を行っているなどの事業者の主観的事項で本市が定める数値（主観数値）を加点又は減点をする制度

ISO9001の認証を取得している場合

ISO14001の認証を取得している場合

エコアクション21の認証を取得している場合

障害者雇用をしている場合

保護観察対象者等を3か月以上雇用している場合

協力雇用主として神戸保護監察所に登録している場合

尼崎市と「災害時における応急対策業務の応援に関する協定」を締結し、本市が施行する訓練に参加している場合

尼崎市男女共同参画推進事業者として認定された場合

若年技術職員の人数が技術職員の人数の合計の15%以上の場合

1年以内に新たに技術職員となった若年技術職員の人数が技術職員の人数の1%以上の場合

経済産業省が実施する「健康経営銘柄」又は「健康経営優良法人」の顕彰制度において、認定を受けた場合

第4章 公共調達に係る業務に従事する労働者の労働環境の確保

（適正な労働環境の確保）

第10条 市長等及び受注者等は、公共調達に係る業務に従事する労働者の雇用の安定、労働に係る安全その他の適正な労働環境の確保に努めるものとする。

【趣旨】

第3条第3号に定める「公共調達に係る業務の適正な労働環境の確保」という基本方針を受け、公共調達に係る業務に従事する労働者の適正な労働環境の確保に努めるよう、市長等及び受注者等に対する努力義務を定めるもの

【解説】

- 1 発注者である市長等と受注者及び下請負者等の努力義務として、公共調達に係る業務に従事する労働者の雇用の安定、安全その他の適正な労働環境の確保を定めています。
- 2 労働環境には、労働条件・労働安全衛生を含めています。

- 3 適正な労働環境の確保は、労働関係法令で定める最低限の労働環境ではなく、公共調達に係る業務に従事する労働者が働きやすい労働環境を確保することです。

(労働関係法令の遵守状況の報告等)

- 第11条 受注者（請負等契約のうち規則で定めるもの（以下「対象契約」という。）を締結した事業者及び指定管理業務を行う指定管理者に限る。以下「対象受注者」という。）は、規則で定めるところにより、労働関係法令（労働基準法（昭和22年法律第49号）最低賃金法（昭和34年法律第137号）その他の労働、雇用又は社会保険に関する法令をいう。以下同じ。）の遵守状況を市長等に報告しなければならない。
- 2 対象契約に係る下請負者等（当該対象契約が建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事に係るものである場合は、同条第5項に規定する下請負人に該当する事業者に限る。以下「対象契約下請負者等」という。）及び指定管理業務に係る下請負者等（規則で定めるものに限る。以下「対象指定管理業務下請負者等」という。）は、規則で定めるところにより、労働関係法令の遵守状況を、自己が締結した下請等契約に係る対象受注者に報告しなければならない。
- 3 対象受注者、対象契約下請負者等及び対象指定管理業務下請負者等（以下「対象受注者等」という。）は、前2項の規定による報告の内容（規則で定める事項に係るものに限る。）に変更があったときは、規則で定めるところにより、その旨を、対象受注者にあつては市長等に、対象契約下請負者等及び対象指定管理業務下請負者等にあつては自己が締結した下請等契約に係る対象受注者に届け出なければならない。
- 4 対象受注者は、第2項の規定による報告（以下「2項報告」という。）又は前項の規定による届出（対象受注者へのものに限る。以下「3項届出」という。）を受けたときは、規則で定めるところにより、その旨を市長等に報告しなければならない。

【趣旨】

規則で定める契約に係る業務及び指定管理業務の受注者等に対し、労働基準法をはじめとする労働関係法令の遵守状況について、報告等を求めることを定めるもの

【解説】

- 1 対象受注者は、対象契約¹又は指定管理（すべての指定管理業務）の基本協定の締結日から2か月以内に、労働関係法令遵守状況報告書²（要綱第1号様式の1～3）により、労働関係法令の遵守状況を市長等へ報告を行わなければなりません。[規則第3条第2項]
- 2 対象下請負者等（「対象契約下請負者等」及び「対象指定管理業務下請負者等」）は、下請等契約（指定管理業務の下請等契約の場合は、予算額1千万円以上の清掃業務、警備業務、公の施設の保守を行う業務（保守業務） 公の施設に設けられた窓口について申請、届出等の受付を行う業務（窓口業務）に限る。）の締結日から1か月以内に、労働関係法令遵守状況報告書により、労働関係法令の遵守状況を下請等契約の相手方を通じて対象受注者に報告を行わなければなりません。[規則第4条、第5条]

- 3 対象受注者及び対象下請負者等は、労働関係法令遵守状況報告書を提出した後に、その記載内容に変更があった場合には、労働関係法令遵守状況報告書記載事項変更届（要綱第2号様式の1・2）により届け出を行わなければなりません。[規則第6条、第7条]
- 4 対象受注者は、対象下請負者等から提出を受けた労働関係法令遵守状況報告書や労働関係法令遵守状況報告書記載事項変更届を、とりまとめて、市長等に提出又は届け出を行わなければなりません。[規則第8条]

(¹)対象契約◇ [規則第2条]

工事の請負契約で、その予定価格が1億5千万円以上のもの

以下のア～カのいずれかに該当する業務の委託契約で、その予定価格が1千万円以上のもの

- ア 市の庁舎その他これに準ずる施設で市長等が別に定めるものの清掃を行う業務
 - イ 警備業法第2条第1項に規定する警備業務（機械警備業務を除く。）
 - ウ 市の庁舎その他これに準ずる施設で市長等が別に定めるものの保守を行う業務（当該施設に常駐させる必要があるものに限る。）
 - エ 市の庁舎その他これに準ずる施設で市長等が別に定めるものに設けられた窓口において申請、届出等の受付を行う業務
 - オ 尼崎市立小学校において給食を調理する業務
 - カ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第2項に規定する一般廃棄物（事業活動に伴って生じたものを除く）の収集又は運搬を行う業務（市長等が別に定めるものに限る。）
- その他市長等が別に定める請負等契約

(²)労働関係法令遵守状況報告書により報告を行う内容◇ [規則第3条第1項]

報告の日においてその対象受注者が雇用している労働者の人数

報告の日における次にア～コに掲げる行為の実施状況

- ア 健康保険法第48条の規定による届出（被保険者の資格の取得に関する事項に係るものに限る。）
- イ 厚生年金保険法第27条の規定による届出（被保険者の資格の取得に関する事項に係るものに限る。）
- ウ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出
- エ 雇用保険法第7条の規定による届出（同条に規定する事業主が雇用する労働者が適用事業に係る被保険者となったことに係るものに限る。）
- オ 労働基準法第15条第1項の規定による労働条件の明示
- カ 労働基準法第24条及び最低賃金法第4条第1項の規定による賃金の支払
- キ 労働基準法第36条第1項の規定による同項に規定する協定の締結及び届出
- ク 労働基準法第89条の規定による就業規則の作成及び届出
- ケ 労働基準法第106条の規定による同法の要旨等の周知
- コ 労働基準法第108条の規定による賃金台帳の調製及び同条に規定する事項の当該賃金台帳への記入

報告の日において前号アからクまでに掲げる行為を行う義務がない場合にあつては、その旨及び理由

その他市長等が必要と認める事項

(労働関係法令の遵守状況の報告等に関する説明等の要求)

第12条 市長等は、必要があると認めるときは、対象受注者に対し、前条第1項若しくは第4項の規定による報告又は同条第3項の規定による届出(市長等へのものに限る。)の内容について必要な説明又は資料の提出(以下「説明等」という。)を求めることができる。

2 対象受注者は、前項の規定による説明等の要求(前条第4項の規定による報告の内容に係るものに限る。)を受けた場合において、必要があると認めるときは、当該報告に係る2項報告又は3項届出を行った対象契約下請負者等又は対象指定管理業務下請負者等(以下「対象下請負者等」という。)に対し、当該2項報告又は3項届出の内容について必要な説明等を求めることができる。

3 市長等は、前項の規定により対象受注者が対象下請負者等に説明等を求めることが適当でないと認めるときは、直接当該対象下請負者等に対し、その2項報告又は3項届出の内容について必要な説明等を求めることができる。

【趣旨】

第11条に定める労働関係法令の遵守状況報告の内容について、市長等から受注者等に対し、必要な説明等を求めることを定めるもの

【解説】

- 1 市長等は、必要があると認めるときは、対象受注者に対し、労働関係法令遵守状況報告書の内容について、必要な説明や資料の提出を求める場合があります。
- 2 対象受注者は、市長等から必要な説明や資料の提出を求められた場合であって必要なときは、対象下請負者等に対し、説明等を求める場合があります。
- 3 市長等は、対象下請負者等の経営状況、雇用状況などに関係する内容であって、対象受注者が対象下請負者等に説明等を求めることが適当でないと認めるときは、直接下請負者等に対し、説明等を求める場合があります。

(措置内容の報告)

第13条 対象受注者は、第11条第1項の規定による報告又は同条第3項の規定による届出を行う際労働関係法令(当該報告を行う場合は当該報告に係るもの、当該届出を行う場合は当該届出に係るものに限る。)を遵守していないときは、速やかに、当該労働関係法令を遵守するために必要な措置を講じ、規則で定めるところにより、その講じた措置の内容を市長等に報告しなければならない。

2 前項の規定は、対象下請負者等が2項報告又は3項届出を行う際労働関係法令(当該2項報告を行う場合は当該2項報告に係るもの、当該3項届出を行う場合は当該3項届出に係るものに限る。)を遵守していない場合について準用する。

【趣旨】

第11条に定める労働関係法令の遵守状況報告の際、内容に不遵守事項がある場合について、事後に必要な措置及びその報告を求めることを定めるもの

【解説】

対象受注者又は対象下請負者等は、労働関係法令遵守状況報告書や労働関係法令遵守状況報告書記載事項変更届を提出する際に、当該報告書や届出書に記載されている労働関係法令を遵守していないときは、規則で定める期限内¹に、当該労働関係法令を遵守するために講じた改善措置の内容を、措置結果報告書（要綱第3号様式の1・2）により、市長等に報告しなければなりません。[規則第9条]

（¹）規則で定める措置結果報告書の提出期限

[対象受注者]

労働関係法令遵守状況報告書に係るもの：

次に掲げる対象受注者の区分の応じ、当該ア又はイに定める日から起算して6月を経過する日

ア 対象契約を締結した事業者：当該対象契約を締結した日

イ 指定管理業務を行う指定管理者：当該指定管理業務について市長等と指定管理者との間で締結される協定のうち市長等が別に指定するものを締結した日

労働関係法令遵守報告書記載事項変更届に係るもの：

市長等が別に定める日

[対象下請負者等]

労働関係法令遵守状況報告書に係るもの：

下請等契約を締結した日から起算して6月を経過する日

労働関係法令遵守報告書記載事項変更届に係るもの：

市長等が別に定める日

（措置内容の報告に関する説明等の要求）

第14条 第12条第1項の規定は、前条第1項の規定による報告について準用する。

2 第12条第1項の規定は、前条第2項において準用する同条第1項の規定による報告について準用する。この場合において、第12条第1項中「対象受注者」とあるのは、「対象下請負者等」と読み替えるものとする。

【趣旨】

第13条に定める、不遵守事項がある場合についての措置等の報告があった場合においても、市長等からその内容についての説明等を求めることを定めるもの

【解説】

市長等は、必要があると認めるときに、対象受注者又は対象下請負者等に対し、対象受注者又は対象下請負者等が提出した措置結果報告書の内容について、必要な説明や資料の提出を求めることができます。

(労働関係法令の遵守に係る措置等の要求)

第15条 市長等は、対象受注者又は対象下請負者等が労働関係法令(対象受注者にあつては第11条第1項の規定による報告及び同条第3項の規定による届出(市長等へのものに限る。))に係るもの、対象下請負者等にあつては2項報告及び3項届出に係るものに限る。以下同じ。)を遵守していないと認めるときは、これらの者に対し、相当の期限を定めて、当該労働関係法令を遵守するために必要な措置を講ずるよう求めるとともに、その講じた措置の内容について報告を求めることができる。

【趣旨】

労働関係法令の不遵守事項があると市長等が認める場合、対象受注者等に対して必要な措置の実施及び講じた措置の内容についての報告を求めるもの

【解説】

市長等は、対象受注者又は対象下請負者等が労働関係法令遵守状況報告書に記載の労働関係法令を遵守していないと認めるときは、当該対象受注者又は対象下請負者等に対し、相当の期限を定めて、当該労働関係法令を遵守するために必要な改善措置を講ずるよう求めるとともに、その講じた改善措置の内容について報告を求めることができます。

(公表等)

第16条 市長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、その該当する事実、当該事実に係る対象受注者又は対象下請負者等の氏名及び住所(法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名)その他の規則で定める事項を公表することができる。

- (1) 対象受注者が第11条第1項若しくは第4項又は第13条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (2) 対象下請負者等が第11条第2項又は第13条第2項において準用する同条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (3) 対象受注者又は対象下請負者等が第11条第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (4) 対象受注者が、第12条第1項(第14条第1項において準用する場合を含む。)の規定による説明等の要求に対し、これを拒み、又は虚偽の説明等をしたとき。
- (5) 対象下請負者等が、第12条第3項又は第14条第2項において読み替えて準用する第12条第1項の規定による説明等の要求に対し、これを拒み、又は虚偽の説明等をしたとき。
- (6) 対象受注者又は対象下請負者等が、前条の規定による報告の要求に対し、これを拒み、又は虚偽の報告をしたとき。

2 市長等は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る対象受注者又は対象下請負者等に当該公表をする旨及びその理由を通知するとともに、これらの者に弁明及び有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。

【趣旨】

対象受注者や対象下請負者等が不適切な対応を行った場合、その旨を公表すること及び公表を行う場合の手続きを定めるもの

【解説】

- 1 市長等は、対象受注者又は対象下請負者等が労働関係法令遵守状況報告書、労働関係法令遵守状況報告書記載事項変更届又は措置結果報告書を提出しなかったり、虚偽の報告書を提出した場合や市長等の説明や資料の提出の求めを拒んだり、虚偽の説明をしたときなどに、氏名等、規則で定める事項¹について公表(要綱第4号様式)を行うことができます。また、公表の期間は、公表されている者が適正な措置を講じたと本市が確認することができるまでの間(虚偽の報告や説明の拒否等については、3か月以上で適正な措置を講じたと本市が確認することができるまでの間)とします。
- 2 市長等は、氏名等の公表をしようとするときには、あらかじめ公表の対象となる者に、その理由を通知するとともに、弁明及び有利な証拠を提出する機会を与える手続を取ります。

(¹)規則で定める事項◇ [規則第10条]

- (1) 条例第16条第1項各号のいずれかに該当する事実
- (2) 前号の事実に係る対象受注者又は対象下請負者等の氏名及び住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びにその代表者の氏名）
- (3) 対象受注者又は対象下請負者等が条例第16条第1項各号のいずれかに該当することとなった際に締結していた対象契約若しくは下請等契約の名称及びこれらの契約の期間又は現に受けていた指定処分に係る公の施設の名称及び当該指定処分の期間
- (4) 公表する理由
- (5) その他市長等が必要と認める事項

公表事業者との契約の禁止等◇ [要綱第8条]

第8条 受注者等は、公表事業者と下請等契約を締結しないようにしなければならない。

2 受注者等は、下請等契約を締結する際、下請負者等に対し、公表事業者と下請等契約を締結してはならないことを知らせよう努めるものとする。

公表事業者の入札参加停止◇ [要綱第9条]

第9条 公表事業者の本市の競争入札への参加の制限に関する取扱いについては、尼崎市入札参加停止等の措置に関する要綱に定める。

(対象下請負者等への明示)

第17条 対象受注者等は、その履行すべき公共調達に係る業務の一部（対象受注者が指定管理者である場合は、当該対象受注者が行う指定管理業務のうち規則で定めるものに限る。）について、他の事業者に請け負わせ、若しくは委託し、又は労働者派遣法第2条第2号に規定する派遣労働者に従事させようとするときは、その相手方に対し、あらかじめ、第11条第2項の規定による報告の義務があることその他市長が別に定める事項を明示しなければならない。

【趣旨】

対象受注者等が業務の一部について下請や再委託を行うときなどに、相手方に対し、労働関係法令の遵守状況の報告義務があることなどを明示しなければならないとするもの

【解説】

対象受注者及び対象下請負者等は、その公共調達に係る業務の一部（対象受注者が指定管理者である場合は、当該対象受注者が行う指定管理業務のうち規則で定めるもの¹に限る。）について下請契約や再委託契約を行うとき、また、労働者派遣契約により派遣労働者に従事させようとするときは、その契約の相手方に対し、労働関係法令の遵守状況を市長等に報告する義務があることやその他の尼崎市公共調達基本条例の適用があることなど（要綱第5号様式の記載事項）を明示（交付など）しなければなりません。

(¹)規則で定めるもの◇ [規則第11条]

以下のいずれかに該当する業務で、その委託契約の予算額が1千万円以上のもの

- (1) 公の施設の清掃を行う業務
- (2) 警備業法第2条第1項に規定する警備業務（機械警備業務を除く。）
- (3) 公の施設の保守を行う業務（当該業務に従事する者を当該公の施設に常駐させる必要があるものに限る。）
- (4) 公の施設に設けられた窓口において申請、届出等の受付を行う業務

(対象労働者への明示)

第18条 対象受注者等は、その履行すべき公共調達に係る業務に従事する労働者(以下「対象労働者」という。)に対し、その従事する公共調達に係る業務の内容及び当該公共調達に係る業務における労働条件が第11条第1項又は第2項の規定による報告に係るものであることその他市長が別に定める事項を明示しなければならない。

【趣旨】

対象受注者等が、従事する労働者に対し、その従事する業務に尼崎市公共調達基本条例の規定が適用されることを明示しなければならないとするもの

【解説】

対象受注者及び対象下請負者等は、公共調達に係る業務に従事する労働者に対し、対象契約、基本協定又は下請等契約の締結後、速やかに、従事する業務の内容及び当該業務が労働関係法令の遵守状況を報告対象となっていることその他尼崎市公共調達基本条例の適用を受けるものであることなど(要綱第6号様式の記載事項)を明示(掲示、配付など)しなければなりません。

(通報及び相談等)

第19条 対象労働者は、その従事する公共調達に係る業務を履行すべき対象受注者又は対象下請負者等が労働関係法令に違反していると思料するときは、その旨を市長等に通報することができる。

2 対象労働者は、その従事する公共調達に係る業務を履行すべき対象受注者又は対象下請負者等による労働関係法令の違反に係る疑義について市長等に相談することができる。

3 対象受注者等は、対象労働者が第1項の規定による通報又は前項の規定による相談を行ったことを理由として、当該対象労働者に対し解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。

【趣旨】

対象労働者が、受注者等が労働関係法令に違反していると思う場合などには、その旨を市長等に通報・相談することができ、受注者等は通報・相談を理由とした不利益取扱いをしてはならないとするもの

【解説】

1 対象労働者は、対象受注者又は対象下請負者等が労働関係法令遵守状況報告書に記載の労働関係法令に違反していると考えるときは、その旨を市長等に通報することができます。

2 対象労働者は、対象受注者又は対象下請負者等が労働関係法令遵守状況報告書に記載

の労働関係法令に違反しているかどうかについて疑問に思う場合には、市長等に相談することができます。

- 3 対象受注者等は、対象労働者が市長等に対し通報や相談を行ったことを理由に、当該対象労働者に対し解雇その他の不利益な取扱いをしてはなりません。
- 4 労働関係法令遵守状況報告書に記載していない労働関係法令に関することについても、これまでどおりお話を伺うことはできますが、兵庫労働局などの労働相談コーナーへのご案内となる場合があります。

(関係機関への通報)

第20条 市長等は、対象受注者又は対象下請負者等が労働関係法令を遵守していないと
思料する場合において、特に必要があると認めるときは、その旨を都道府県労働局長そ
他の関係機関に通報するものとする。

【趣旨】

労働関係法令が遵守されておらず、特に必要があると市長等が認める場合に、関係機関
に通報するもの

【解説】

市長等は、受注者等が労働関係法令を遵守していない場合で、悪質なケースなど特に必要と認めるときは、兵庫労働局や尼崎労働基準監督署その他の関係部署に通報します。

第5章 公共調達に係る業務の適正な履行及びその質の確保

(適正な予定価格等の設定)

第21条 市長等は、公共調達に係る業務の適正な履行及びその質を確保するため、合理的な積算等を基礎として、請負等業務にあつては適正な予定価格(最低制限価格を設定するものにあつては、最低制限価格を含む。)を、指定管理業務にあつてはその対価として支払うべき金額の適正な上限額を設定するものとする。

【趣旨】

第3条第4号に定める「適正な履行及びその質の確保」という基本方針に基づき、市長等
に対し、適正な予定価格及び最低制限価格の設定しなければならないことを定めるもの

【解説】

市長等は、公共調達に係る業務の適正な履行及びその質を確保するため、

- 1 請負等契約にあつては適正な予定価格及び最低制限価格を設定します。
- 2 指定管理業務にあつては当該指定管理業務の対価として支払うべき金額の適正な上限額を設定します。

(履行内容の確認)

第22条 市長等は、公共調達に係る業務の適正な履行及びその質を確保するため、適宜その履行の内容を適切に確認するものとする。

【趣旨】

第3条第4号に定める「適正な履行及びその質の確保」という基本方針に基づき、市長等に対し、適宜履行内容を適切に確認しなければならないことを定めるもの

【解説】

市長等は、公共調達に係る業務の適正な履行及びその質を確保するため、適宜その履行内容が仕様書等に合致しているか適切に確認します。

(下請等契約の適正化)

第23条 受注者等は、下請等契約を締結するに当たっては、公共調達に係る業務の適正な履行及びその質並びに公共調達に係る業務に従事する労働者の適正な労働環境を確保するため、自己が当該下請等契約の相手方と対等な立場にあることを認識し、下請代金支払遅延等防止法(昭和31年法律第120号)その他の法令を遵守し、当該下請等契約の内容を適正なものとしなければならない。

【趣旨】

受注者等に対し、下請等契約締結時には、相手方と対等な立場に立って法令遵守・契約内容の適正化を図らなければならないと定めるもの

【解説】

受注者等は、下請等契約を締結するに当たっては、

- 1 公共調達に係る業務の適正な履行及びその質の確保並びに
- 2 公共調達に係る業務に従事する労働者の適正な労働環境を確保するため、

その当事者が対等な立場にあることを認識し、下請代金支払遅延等防止法(昭和31年法律第120号)その他の法令を遵守し、当該下請等契約の内容を適正なものとしなければなりません。

(従前従事労働者の雇用)

第24条 受注者等は、その公共調達に係る業務(継続的に実施する必要がある業務として規則で定めるものに限る。以下この条において同じ。)を履行するに当たっては、当該公共調達に係る業務の適正な履行及びその質を確保し、並びに労働者の雇用の安定に配慮するため、従前から当該公共調達に係る業務に従事していた労働者で引き続き当該公共調達に係る業務に従事することを希望するものを雇用するよう努めなければならない。

【趣旨】

業務履行の際には業務の適正履行の確保及び労働者の雇用確保を図るため、受注者等が従前からの従事者で希望する者の雇用に努めることを定めるもの

【解説】

受注者等は、その公共調達に係る継続的に実施する必要がある業務として規則で定めるもの¹を履行するに当たっては、

- 1 当該公共調達に係る業務を適正に履行し、及びその質を確保すること、
- 2 労働者の雇用の安定に配慮する趣旨（第10条の趣旨）により、従前からその業務に従事していた労働者で引き続き当該公共調達に係る業務への従事を希望するものを雇用する努力義務があります。

（¹）規則で定めるもの[○] [規則第12条]

- (1) 規則第2条第2号ウからカまでに掲げる業務
[ウ：庁舎等の保守業務、エ：窓口での申請受付業務、オ：小学校給食調理業務、カ：一般廃棄物の収集・運搬業務]
- (2) 指定管理業務
- (3) その他市長等が別に定める業務

（不正行為をした事業者等の排除）

第25条 市長等は、談合その他の不正行為をした事業者その他の受注者として適当でないと認められる事業者について、請負等契約に係る入札への参加を制限することその他の公共調達に係る業務の受注者にさせないために必要な措置を講ずるものとする。

【趣旨】

談合等の不正行為を行った事業者等について、入札等からの排除のための必要な措置を市長等が講ずることを定めるもの

【解説】

市長等は、

- 1 談合その他の不正行為をした事業者や、
- 2 受注者として適当でないと認められる事業者

に対し、入札参加停止措置を講じたり、入札参加停止中の者に参加資格を与えないなど、公共調達に係る契約等から排除するために必要な措置を講じます。

第6章 雑則

（委任）

第26条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

【解説】

この条例に定めるもののほか、この条例を施行するに当たって必要な事項は、規則で定めます。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4章(第10条を除く。)及び次項の規定は、規則で定める日から施行する。

【解説】

この条例は、公布の日(平成28年10月21日)から施行します。ただし、第4章のうち労働関係法令の遵守状況の報告制度について定める第11条から第20条まで及び付則第2項の規定は、規則で定める日(平成29年7月1日)から施行します。

(経過措置)

- 2 第4章(第10条を除く。)の規定は、前項ただし書に規定する規定の施行の日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る対象契約及び同日以後に行われる公告で指定処分の申請に係るものに係る指定処分について適用する。

【解説】

労働関係法令遵守状況報告制度の規定(第11条から第20条まで)は、

- 1 平成29年7月1日以後に行われる対象契約の公告、指名通知などの案件
 - 2 同日以後に行われる指定管理者の申請に係る公告の案件
- から適用します。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

【解説】

この条例は、平成30年4月1日から施行します。

(改正内容)

- ・平成30年度組織改正により、公営企業局が設置されることに伴う改正(第2条第2号)
- ・建設工事に係る主観数値の制度の項目追加に伴う改正(第9条の解説部分)